## 2. 林野面積(平成17年~平成27年)

									1 <u>∨</u> .: na
	国	有			民	有			
区分					公	有			
	林 野 庁	林野庁以外	独立行政法 人等		森 林 整 備 法 人,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	私 有	合 計
年 次		の 官 庁	法 人 等	都 道 府 県	(林業公社・	市区町村財	産区		
					造林公社)				
十和田市									
平 成 17 年	26, 767	-	1,625	95	789	268	2, 974	15, 767	48, 285
平 成 22 年	26, 530	17	1,627	116	832	278	2,688	16, 308	48, 396
平 成 27 年	27, 097	18	1,687	938	-	279	2,655	16, 310	48, 984

崩 战· bo

- (注)①林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地(野草地)を加えた面積をいう。
  - ②林野庁以外の官庁とは、林野庁以外の国の機関が所管している面積をいう。
  - ③独立行政法人等とは、特殊法人、独立行政法人及び国立大学法人が所管する面積をいう。
  - ④都道府県とは、都道府県が所管する面積をいう。なお、水道局などの企業局が所管するものや都道府県立学校林なども含む。
  - ⑤市区町村とは、市区町村が所管する面積をいう。なお、市区町村組合の所管するものや市区町村が造林主体の分収林も含む。
  - ⑥財産区とは、地方自治法に規定する財産区の面積をいう。なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有に該当する。